

暫定保全措置命令に基づく強制執行を可能とする制度の創設等

国内・国際仲裁：仲裁法の改正

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議

(平成30年4月中間取りまとめ)

- 仲裁地を選択するに当たっては、対象国の法制度の在り方に重大な関心
 - 最新の国際水準に見合った法制度を備えていることが重要

- ▶ 改正前の仲裁法は、モデル法2006年改正には一部未対応（最新ではない）
- ▶ 仲裁廷が、仲裁判断がされるまでの間の必要な措置を命じても、強制する手段がない
- ▶ 日本仲裁人協会、日本弁護士連合会等から、仲裁法制の見直しを求める声

モデル法とは



国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)において
・昭和60年(1985年)策定
・平成18年(2006年)改正

- 仲裁廷が出す**権利・証拠を保全するための命令 (暫定保全措置命令)**の類型・発令要件を整備【仲裁24条】
 - ① 紛争対象の物・権利について、著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要な措置・原状回復措置 (**予防・回復型**)【同条1項3号】
 - ② 財産の処分等の禁止、審理妨害行為の禁止、証拠の廃棄行為等の禁止の措置 (**禁止型**)【同項1・2・4・5号】
- **裁判所が暫定保全措置命令に基づく強制執行等を許す決定 (執行等認可決定)**の制度を創設【仲裁47条】
 - **執行拒否事由の有無** (仲裁合意が効力を有するか、暫定保全措置命令が公序良俗に反しないか等)を審査【仲裁47条7項】
- その他、仲裁合意の書面性を更に緩和【仲裁13条6項】

モデル法2006年改正に対応

暫定保全措置命令に基づく強制執行の具体的な仕組み

- **予防・回復型 (①の類型)**については、**確定した執行等認可決定のある暫定保全措置命令を債務名義**として、強制執行をすることができる
- **禁止型 (②の類型)**については、**暫定保全措置命令の違反又はそのおそれがある場合に、裁判所が違反金支払命令を発する。この違反金支払命令を債務名義**として、強制執行をすることができる

